

北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

平成7年12月25日

(北九州市規則第78号)

(最終改正 令和8年6月9日)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約に関する事務の取扱いに関し、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第2号。以下「契約規則」という。）、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「物品等資格審査規則」という。）、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「建設工事資格審査規則」という。）及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「測量業務等資格審査規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「物品等」、「特定役務」、「一連の調達契約」又は「特定調達契約」とは、それぞれ特例政令第2条又は第4条に規定する物品等、特定役務、一連の調達契約又は特定調達契約をいう。

(競争入札参加資格の審査等)

第3条 市長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するかどうかを審査するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、競争入札参加資格がないと認められた者から請求があったときは、市長は、競争入札参加資格がないと認めた理由を書面により通知するものとする。

(一部改正：8.3.27 規則13・26.4.15 規則32)

(一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限)

第4条 市長は、建設工事資格審査規則第10条第1項及び測量業務等資格審査規則第10条第1項の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。

(一般競争入札の公告)

第5条 市長は、一般競争入札により特定調達契約を締結しようとするときは、契約規則第4条第1項の規定にかかわらず、入札期日の前日から起算して40日前までに北九州市公報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間

を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

- (1) 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日
- (2) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数
 - ア この項の規定による公告（以下「一般競争入札の公告」という。）を電子情報処理組織を使用して行う場合
 - イ 特例政令第8条に規定する文書の交付（一般競争入札の公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合
 - ウ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合
- (3) 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、商業上の物品等又は特定役務（行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数
 - ア 前号ア及びイに掲げる場合に該当する場合（イに掲げる場合を除く。） 13日
 - イ 前号アからウまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日
- 2 契約規則第16条の規定は、特定調達契約については適用しない。
- 3 一般競争入札の公告には、契約規則第4条第2項に掲げる事項のほか、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
 - (2) 第3条第1項の規定による審査を申請する時期及び場所
 - (3) 特例政令第8条に規定する文書の交付に関する事項
 - (4) 落札者の決定の方法
 - (5) 特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札により特定調達契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 特例政令第10条第1項の規定による競争入札の方法による旨
 - イ 特例政令第10条第2項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨
 - ウ 特例政令第10条第11項の規定により当該競争入札を取り消す旨
 - エ 端数の入札を制限する旨
 - (6) 公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
 - (7) 契約の手續において使用する言語
- 4 一般競争入札の公告には、次の事項を英語で記載するものとする。
 - (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 入札期日

(3) 公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する主管課の名称

(一部改正：26.4.15 規則 32・28.5.2 規則 49・8.6.9 規則 35)

(指名競争入札の公告)

第6条 市長は、指名競争入札により特定調達契約を締結しようとするときは、前条第1項の規定の例により、公告をするものとする。

2 前項の規定による公告（以下「指名競争入札の公告」という。）には、前条第3項の規定により一般競争入札の公告に記載するものとされている事項のほか、指名競争入札において指名されるために必要な要件に関する事項を記載するものとする。

3 前条第4項の規定は、指名競争入札の公告について準用する。

(一部改正：8.6.9 規則 35)

(指名競争入札の参加者の指名)

第7条 特定調達契約に係る指名競争入札の参加者の指名については、物品等資格審査規則第12条第2項第3号及び第6号、建設工事資格審査規則第14条第2項第4号及び第7号並びに測量業務等資格審査規則第12条第2項第4号及び第7号の規定は、適用しない。

2 特定調達契約に係る指名競争入札の参加者を指名するときは、前条第2項の規定により指名競争入札の公告に記載するものとされている事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、指名競争入札の公告の日に行う。

(公告に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の取扱い)

第8条 市長は、一般競争入札の公告又は指名競争入札の公告をした後、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から競争入札参加資格の審査の申請があったときは、速やかに、その者が競争入札参加資格を有するかどうかについて審査を開始するものとする。

2 市長は、競争入札参加資格の審査の申請があった場合において、開札の日時まで前項の審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第1項の審査の結果、指名競争入札に参加することができる資格を有すると認められた者のうちから、指名競争入札において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名し、第6条第2項の規定により指名競争入札の公告に記載するものとされている事項を通知するものとする。

4 市長は、特定調達契約につき競争入札参加資格の審査の申請を行った者から入札書が第1項の審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争入札の場合にあっては一般競争入札に参加することができる資格を有すると認められること、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条

件として、当該入札書を受け付けるものとする。

(郵便による入札)

第9条 特定調達契約に係る入札は、郵便によることができる。

(入札説明書の記載事項)

第10条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 第5条第3項又は第6条第2項の規定により一般競争入札の公告又は指名競争入札の公告に記載するものとされている事項（第5条第3項第3号に掲げる事項を除く。）

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約規則第16条の2に規定する電子入札の方法により手続を行う場合においては、電子情報処理組織の使用に関する事項

(一部改正：26.4.15 規則 32)

(複数落札入札制度による競争入札の予定価格)

第10条の2 特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する事項の予定価格は、契約規則第13条第2項の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

(追加：28.5.2 規則 49)

(落札者の決定に関する通知)

第11条 市長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(落札者等の公告)

第12条 市長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、北九州市公報により公告をするものとする。

2 前項の公告には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

(3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

(4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

(5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額

(6) 契約の相手方を決定した手続

(7) 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、一般競争入札の公告又は指名競争入札の公告をした日

(8) 随意契約による場合にはその理由

(9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(開札の異議)

第13条 契約規則第11条の規定は、特定調達契約には適用しない。

(競争入札に関する記録)

第14条 市長は、特定調達契約につき、一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録を作成し、保管するものとする。

(1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名

(2) 入札者の申込みに係る価格

(3) 落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定の理由

(4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

(5) 第8条第2項の規定による通知をした場合には、当該通知に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(随意契約に関する記録)

第15条 市長は、特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したときは、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第16条 各局室長は、技術監理局長の定めるところにより、特定調達契約に関する統計を作成し、技術監理局長に報告するものとする。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、技術監理局長が定める。

付則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の前日において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

付則(平成8年3月27日規則第13号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付則(平成9年3月28日規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付則（平成26年4月15日規則第32号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月16日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この規則の施行の前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

付則（平成28年3月29日規則第22号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付則（令和7年4月24日規則第33号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に行われた公告に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付則（令和8年6月9日規則第35号）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。